

# おしらせHOTコーナー案内

## 2021年版埼玉県民手帳の販売

日11月10日(火)～12月15日(火) 午前9時～午後5時

場企画経営課

※市内一部のコンビニエンスストアなどでも取り扱っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

因▼色=黒、グレイッシュブルー(月間予定表部分分目式)▼規格=14センチメートル×9センチメートル

費550円(税込)

問企画経営課 ☎②33

## 12月3日～9日は「障害者週間」

「障害者週間」は、障がいや障がいのある方についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人がさまざまな分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法で定められた週間です。

私たちの生活の中では、障がいについて知らないために、結果的に障がいのある方に不自由や不快な思いをさせてしまうことがあります。障がいについて理解し、日常生活の中で配慮や

工夫をすることにより、障がいのある方の社会参加の機会が広がります。私たちができることを考えてみましょう。

また、市では、周囲の方からの援助が得られるよう、障がいのある方などにストラップ付きの「ヘルプマーク」や、必要な支援や緊急連絡先などを書き込んで携帯できる「ヘルプカード」を配付しています。

希望の方は、障がい福祉課窓口へお申し出ください。



ヘルプカード

問障がい福祉課 ☎④428

## 11月14日は「世界糖尿病デー」

全国では、糖尿病と強く疑われる人と可能性を否定できない人の合計は約2,000万人に上り、早急な対応が迫られています。糖尿病の方の平均寿命は、糖尿病でない人に比べて男性で約8年、女性で約11年短いとされて

います。糖尿病は痛みなどの自覚症状が少ないことから、定期的に健診を受け、普段から適正体重の維持や適度な運動を心がけましょう。

問保健センター ☎995-3381

## 12月1日は「世界エイズデー」

エイズとはHIVというウイルスに感染することによって、免疫力が低下して生じるさまざまな病気の総称のことをいいます。全国では、新規HIV感染者が年間約1,000件報告されています。正しい知識を持って、自分や大切な人を守りましょう。

また、不安があればすぐに検査を受けましょう。

問保健センター ☎995-3381

## 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(木)から25日(水)までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャル・ハラスメントなど女性に対する暴力は著しく人権を侵害するものです。このような暴力の根底には、女性の人権への軽視があります。

この機会に男女のあり方を見直し、より良い男女共同参画社会をつくっていきましょう。 ※11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

問人権・男女共同参画課

☎⑧11

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

パートナーからの暴力やストーーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について、専用相談電話による相談を受け付けます。

日11月12日(木)～18日(水) 午前8時30分～午後7時(14・15日は午前10時～午後5時)

因電話相談 ☎0570-070-810

相談担当者 法務局職員、人権擁護委員

※秘密は厳守します

問さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-859-3507

# 事業者向け補助制度

市では、商業・工業振興施策として、さまざまな助成制度を実施しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問商工観光課 ☎④479

制度	補助金額(*)
①工場移転資金利子補給金制度 土地区画整理事業施行区域、都市計画道路区域または住居系用途地域に工場を有する市内の中小企業者の方が、市内の適合用途地域への工場移転のために借り受けた資金に係る利子の一部を補助します。	令和2年1月1日から令和2年12月31日までの支払利子額の50パーセント ※借り入れ利率が2パーセントを超える場合は、2パーセントで算定した額 ※延滞利子は対象外
②試験機関利用補助制度 市内の中小企業者の方が、新製品・新技術の開発などのため、試験機関の設備を使用または試験を依頼した費用の一部を補助します。	使用料または手数料の2分の1以内(100円未満切り捨て、上限5万円または3万円※対象試験機関によって異なります)
③展示会等出展費用補助制度 市内の中小企業者の方が、市外の工業の展示会・見本市に出展するための費用の一部を補助します。	補助対象経費の2分の1以内(100円未満切り捨て、上限5万円)
④新商品開発支援事業補助制度 個性と魅力ある個店や商店街づくりを通じた商業活性化を目的として行う新商品開発に対し、費用の一部を補助します。	補助対象経費の3分の1以内(上限5万円)
⑤工業活性化推進事業補助制度 市内工業の活性化および振興を図るため、市内の工業団体が共同で行う経営改善などの事業の実施に対する経費の一部を補助します。	補助対象経費の2分の1以内(100円未満切り捨て、上限5万円) ※令和3年3月31日までに事業を終了し、報告書を提出できる場合のみ申請可能です。

申①は令和3年1月25日まで②～⑤は3月10日までに、所定の申請用紙などを商工観光課(☎④479)窓口へ(郵送不可)。

※申請に必要な書類および案内チラシは、市ホームページまたは商工観光課窓口で配布しています。

※予算枠に達し次第締め切り

\*国・地方公共団体などから同様の補助金を受ける場合は、その補助金の額を控除した額。

共通